

## 第7章

### 多様な交流と協働で

# 人と人とは**繋がる**まち



△グリーンツーリズム（田植え体験）

第1節 地域コミュニティ

第2節 市民参加

第3節 定住促進

第4節 地域間交流・国際交流

第5節 男女共同参画

第6節 人権教育・啓発

# 第1節 地域コミュニティ

## 現状と課題

人口減少・高齢化や過疎化の進行により、集落の小規模化、核家族化や価値観の多様化、急速な情報化の進展により、近隣の人と人とのつながりが希薄化し、住民が地域活動に参加する機会の減少や動機が薄れてきています。また、自治会などの会員や行事への参加者の減少、役員の担い手不足などにより、子育てや教育、地域の安全安心や環境対策など、これまで地域コミュニティにより育まれ支えられてきた地域社会の絆が失われつつあります。

それにより、これまで地域の生活を支えてきた集落においては、共同作業や地域活動の維持、伝統文化の継承が困難になるなど集落機能の低下が懸念されています。

一方で、ますます多様化する地域課題や住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、住民と行政が協働し、地域の課題は地域で解決していく「課題解決型の地域コミュニティ」への転換や「小さな拠点」づくりを通じた持続可能な集落地域づくりが求められています。

本市においては、住民の半数以上を65歳以上が占める小規模集落が、市内の周辺部を中心に点在していることから、小学校区を単位とした地域コミュニティ組織を16組織設立（平成29年度末現在）し、地域の特性を活かした総合的なまちづくりに取組んできました。

今後も、組織化されていない地域においてコミュニティ組織の設立が求められるとともに、住民自治組織の拠点施設の整備や活動支援、相互連携の強化等によりコミュニティ活動の活性化に向けた支援の継続と自立可能な組織の構築、それらを牽引する人材の発掘・育成が求められます。

## 施策の方針

宇佐市地域コミュニティビジョンに基づき、基盤となる体制を整備するため、自治会や地域活動団体などが連携した地域コミュニティ組織の設立に努めます。また、地域コミュニティ組織が自主的かつ積極的に活動できるように、人的支援や人材育成、施設整備など各種支援に努めます。

## 目標指標

【目標指標については、累積の数値。ただし、3については単年度を記載】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	新たな地域コミュニティ組織の設立数	組織	16	20
2	まちづくり計画の円滑な推進（更新）	組織	2	12
3	地域おこし協力隊員数	人	7	13

## 主要施策

### 1 地域コミュニティ組織の設立

- ①市民・地域活動団体等への説明会や地域まちづくりプランの策定支援等により、概ね小学校区単位を基礎として、新たな地域コミュニティ組織の設立に努めます。
- ②講演会や広報紙の発行等により、地域コミュニティ活動への参加を促進します。
- ③地域コミュニティ組織の運営について調査・研究を行います。

### 2 コミュニティ活動の活性化

- ①地域おこし協力隊制度の活用等により、支援体制の充実に努めるとともに、地域と行政のコミュニケーションの円滑化に努めます。
- ②地域リーダーやコーディネーターなど地域コミュニティ活動を牽引する人材の発掘・育成に努めます。
- ③地域コミュニティ組織が継続的かつ積極的に活動できるように、支援制度の充実に努めます。
- ④地区公民館等を活用して、新たな地域コミュニティ組織の拠点施設の確保に努めます。また、自主的かつ積極的に活動できるように、施設の機能拡充に努めます。
- ⑤小学校区単位で設立しているコミュニティ組織の相互連携を推進し、組織間の情報共有や活動促進等に努めます。

## 主な取組

- ◇地域コミュニティ組織の設立
- ◇地域コミュニティ活動の支援
- ◇拠点施設の整備
- ◇地域おこし協力隊制度の活用
- ◇自立可能な地域コミュニティ組織の運営



## 第2節 市民参加

### 現状と課題

本市では、市民が幸せに暮らせるまちを市民主体でつくることを実現するため、平成27年4月より本市の自治の基本理念及び基本原則を定めた宇佐市自治基本条例を施行しています。また、協働のまちづくり指針及び協働のまちづくり行動計画に基づき、地域コミュニティ組織の設立やがんばる団体応援事業等による自主的な住民活動への支援の充実を図り、さらに自治会、NPO、大学等との連携の強化、講演会の開催等による人材の育成など市民・事業者・行政がお互いの理解を深め、それぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場で協力し合う協働のまちづくりを進めています。

今後も引き続き、より一層の市民参加が必要になることから、さらなる意識啓発や人材育成、連携強化、活動支援等による協働のまちづくりの推進が重要であり、また、市民主体のまちづくりのために、広報紙やホームページ、SNS等を活用したより分かりやすい情報の提供をはじめ、パブリックコメントやアンケート調査の実施により市民の意見や意向を聞き、その考え方を把握する機会を増やすことも重要と考えています。

また、市民団体やNPO、ボランティア団体など新たな公共サービスの担い手となる団体支援の充実が求められるとともに、自治基本条例の普及等をおしてまちづくりへの市民参加の促進が求められます。

### 施策の方針

協働のまちづくり指針や協働のまちづくり行動計画に基づき、意識啓発や人材育成、連携強化、活動支援等により、市民団体やボランティア、NPOなど新たな担い手として期待される団体の活動の活性化に努めます。また、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を明確にするためのルールづくりに努めます。

### 目標指標

【目標指標については、累積の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	NPO法人格取得団体数	団体	19	24

### 主要施策

#### 1 意識の高揚

①宇佐市自治基本条例の周知等により、まちづくり意識の高揚に努めます。

②広報紙やホームページ等を活用して、地域や各種団体の活動を広く周知することにより、市民の意識啓発に努めます。

## 2 人材の育成

①講演や研修会の開催等により、市民及び職員の協働に関する認識と理解を深めるとともに、まちづくりを牽引する人材の育成に努めます。

## 3 活動支援の充実

①市民が主体となった地域づくり活動を支援することにより、市民の地域づくりへの参加を促進します。

②地域活動団体やNPO、ボランティア団体等の市民活動団体の育成や支援に努めます。

③作業に必要な資機材の整備・貸付等により、小規模集落等への作業支援を促進します。

④自治区等が設置する公民館などの整備・改修を支援します。

## 4 連携の強化

①協働協定書の締結により、地域団体と行政がお互いの役割分担を明確にすることで、連携の強化に努めます。

②協働のまちづくり市民懇話会の開催等により、地域活動団体やボランティア団体、NPO等との連携強化に努めます。

③企業や大学との連携を図り、相互が発展につながる取組みを推進します。

### 主な取組

◇地域コミュニティ組織の設立

◇地域コミュニティ活動の支援

◇地域拠点の整備

◇地域おこし協力隊制度の活用

◇自立可能な地域コミュニティ組織の運営



# 第3節 定住促進

## 現状と課題

人口減少、少子化の進行は今後さらに加速することが予測されており、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加することから、人口構造は大きく変化していきます。

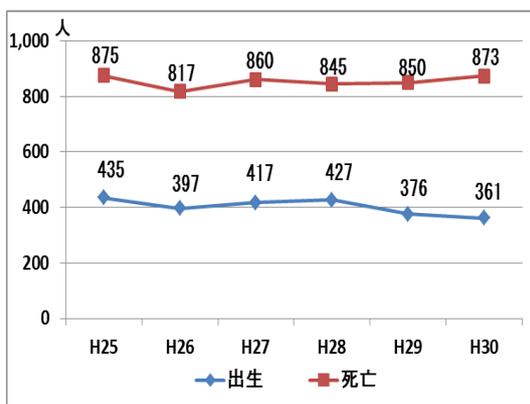
本市においても、人口減少と人口構造の変化が進んでおり、国勢調査が行われた平成17年と平成27年を比較すると、10年間で年少人口は約1,300人、生産年齢人口は約4,700人減少し、老年人口は約1,500人増加したことにより、人口は約4,500人減少していることから、地域経済や市民生活など多方面への影響が懸念されます。

また、市内の平均初婚年齢は、平成28年時点で男性が30.4歳、女性が28.6歳で、10年前に比べて1～2歳高くなっており、特に女性の晩婚化が進行するとともに、平成17年以降増加傾向にあった出生数は平成24年から減少に転じました。

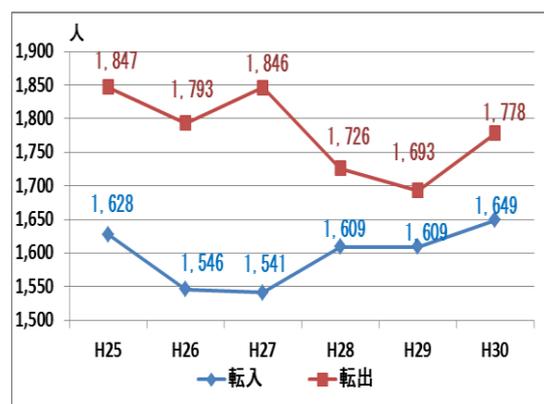
このような中、定住人口を確保するためには、本市が「住みたいまち」「住み続けたいまち」に選ばれるように、まちの魅力を高めることが重要です。

そのため、これまで取組んできた、空き家改修支援や定住促進住宅の整備等による住環境の整備、企業誘致や地場産業の振興による就労環境の整備、子育て支援や教育等の振興による次代を育てる環境の整備、男女の出会いの場の創出や支援体制の整備等による結婚支援等をさらに充実させ、「住む」「育てる」「働く」「結ぶ」環境の整備が求められるとともに、本市への郷土愛の醸成に向けた取組が必要です。

■自然動態人口の推移■



■社会動態人口の推移■



資料：大分県の人口推計

## 施策の方針

「住む」「育てる」「働く」「結ぶ」環境の整備により、「住みたいまち」「住み続けたいまち」に選ばれるよう、まちの魅力の向上に努めるとともに、本市への郷土愛の醸成に努めます。

## 目標指標

【目標指標については累積の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	若者定住促進住宅の整備戸数	戸	8	14
2	市制度を活用したUターン者数	人	360	1,060
3	Uターン者奨学金返還支援者数	人	11	40
4	高校生等資格取得支援者数	人	—	100

## 主要施策

### 1 住む環境の整備

- ①若者世帯の定住促進につながるよう、民間の活力も視野に入れ、定住促進住宅の整備・空き家の改修、住宅新築・購入の支援等により、周辺地域における住環境の整備に努めます。
- ②親子等の2世帯の同居など、子育て世帯や高齢者世帯が安全で安心して暮らせる住まいのリフォームを支援し、家族が支え合い暮らせる環境の整備に努めます。

### 2 育てる環境の整備

- ①子育てや教育など子どもを産み育てやすい環境を充実させるため、子ども・子育て会議等を通じてニーズ等の把握を行い、新たな支援策等の検討に努めます。

### 3 働く環境の充実

- ①企業を受け入れる体制の充実や官民一体となった誘致活動等により、雇用の場の確保に努めます。
- ②地元高校と連携し、高校生の地元就職の定着に向けた支援に努めます。
- ③Uターン者奨学金返還支援制度の充実などを図りUターン者の就労を促進します。

### 4 結ぶ環境の創出

- ①婚活サポーター<sup>※1</sup>の養成、県や婚活支援を行う企業や団体等と連携しながら、男女の出会いの場を創出する活動の支援等により、官民が一体となって若者の結婚活動を支援します。
- ②各種団体と連携した空き家案内、ふるさと回帰フェアへの参加、雇用拡大推進事業の推進、ガイドブックの作成等により、移住希望者と宇佐市を結ぶ情報発信に努めます。

#### 【用語解説】

※1 婚活サポーター・・・若者の定住に結びつく結婚活動（婚活）の支援や、結婚の仲立ちを行っていただく人。

## 5 郷土愛の醸成

- ①市民憲章やイメージソング等の普及・啓発等により、郷土愛の醸成に努めます。
- ②ご当地ナンバープレートの普及等により、本市への愛着の醸成に努めます。
- ③郷土にゆかりのある人物等を顕彰し、郷土の誇りの醸成に努めます。

### 主な取組

- ◇高校生等地元就職応援事業
- ◇定住促進住宅整備
- ◇結婚活動の支援
- ◇ご当地ナンバープレートの普及
- ◇空き家の情報発信、斡旋
- ◇移住情報の発信



定住促進住宅整備



移住者相談会

# 第4節 地域間交流・国際交流

## 現状と課題

交通ネットワークや情報・通信分野の進展は、金融・経済、サービス、労働力、文化など社会のあらゆる分野でのボーダーレス<sup>※1</sup>化を促し、国際化を進展させています。これらを背景に、多くの地方自治体では地域の活性化や人材育成、さらには多様な視点をもったまちづくりを進めることを目的に、国内外での都市交流が活発に行われています。

本市では、平成4年に韓国慶州市と友好親善都市協定を締結し、祭り・文化祭、スポーツ大会等を通して交流を行っています。平成27年に日米友好の象徴として、米国からハナミズキを本市へ寄贈されたことを契機に、中学生のハワイ州への短期留学や高校生の海外短期留学を実施し、外国での生活体験を通じて見聞を広め、豊かな国際感覚を身に付けた次代を担う人材の育成に努めています。また、宇佐海軍航空隊と真珠湾攻撃の間には歴史上深い関連性があることから、令和元年にハワイ州ホノルル市とのフレンドシップシティ（友好都市）協定を締結し、両市の国際平和の推進、友好的で有益な交流を行っています。

国内では、平成元年に和気町と姉妹都市協定を、平成16年には奈良市と友好都市協定をそれぞれ締結し、市民が参加した文化交流等を行うとともに、歴史的に深いつながりのある八尾市と交流都市としてお互いのイベント等に参加しています。

また、グリーンツーリズムや大学との連携等に取り組み、都市住民や学生との交流に努めています。

今後は、これまで育んできた姉妹都市や友好都市、交流都市等との交流やグリーンツーリズム等による都市住民、学生等との交流をさらに発展させ、より一層の充実を図っていくとともに、年々、利用者数が増加傾向にある地域交流ステーションについても地域交流の拠点としてさらなる利用促進を図っていくことが求められています。

国際交流についても、交流を図っている都市とのより緊密な信頼関係を築くとともに、異文化を理解し相互の生活文化を感じることで、国際感覚に富んだ人材を育成するためにも、継続的な交流活動が求められますし、外国人にとって住みやすく、訪れやすいまちづくりを進めていくため、外国人がなじみやすい環境づくりが求められます。

## 施策の方針

これまで進めてきた姉妹都市や友好都市、交流都市などとの交流については、より一層の充実を図るとともに、新たな交流への発展に努めます。また、グリーンツーリズムをはじめとした他の自治体の住民や学生などとの交流についてもより一層の充実を努めます。

### 【用語解説】

※1 ボーダーレス・・・境界や国境がない、または意味をなさないこと。

## 目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			(2017)	(2024)
1	農泊来訪者数	人	8,916	10,000
2	地域交流ステーション利用者数	人	11,414	15,500

## 主要施策

### 1 地域間交流の促進

- ①国内外の各市町とこれまで歴史・文化や相互での催事などを通じての交流活動を、今後も更なる発展に向けて、引き続き行っていきます。
- ②グリーンツーリズムについては、さらなる充実を図るため、受入家庭の増加や平和学習、ブルーツーリズム等との連携強化に努めます。
- ③余谷棚田交流施設や地域交流ステーション等を活用して、大学生や他の自治体の住民など多様な主体との交流の促進に努めます。
- ④地域づくりの担い手不足を解消するため、地域外からの交流人口を増やし、「関係人口」<sup>※2</sup>の創出に努めます。

### 2 国際交流の促進

- ①異文化を理解し、多文化共生の地域づくりの必要性を認識するとともに、地域活性化のために海外の都市との新たな交流を推進します。
- ②市民や民間団体と行政が連携して文化やスポーツ、物産等を通して行う国際的な交流については、今後も継続的に取り組むことにより、より緊密な友好関係を構築します。
- ③各種市民交流団の派遣やホームステイ交流等の充実により、国際感覚に富んだ人材の育成に努めます。
- ④交通機関や観光施設など外国人が訪れる機会の多い場所については、外国語表記等により、外国人がなじみやすい環境づくりに努めます。

## 主な取組

- ◇教育文化、歴史、物産等を介した交流      ◇余谷棚田交流施設・地域交流ステーションの活用  
◇ふるさと応援寄付金の推進      ◇多文化共生・国際交流プランの推進      ◇関係人口の創出

### 【用語解説】

<sup>※2</sup>「関係人口」・・・移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない地域と多様に関わる者。

# 第5節 男女共同参画

## 現状と課題

少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など社会情勢の急速な変化に伴い、女性と男性を取り巻く環境が大きく変化する中、女性と男性が性別にかかわらずそれぞれの個性が尊重され、社会の対等なパートナーとして、家庭、職場、地域などあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が求められており、平成27年9月には女性活躍推進法が制定され、女性の職業生活における活躍推進の取り組みが着実に進められています。

本市においては、第2次宇佐市男女共同参画プランに基づき、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に努めてきたことにより、女性の社会進出が進み、市民の男女共同参画に対する意識や理解は深まりつつありますが、家庭や職場、地域など社会生活においては、いまだ十分ではない状況にあります。

これは、長い歴史の中で形づくられてきた、固定的な性別による役割分担意識や社会的、文化的に形成された性差意識が、家庭や職場、地域などあらゆる場面で根深く存在していることが原因として考えられます。

そのため、市民一人ひとりの意識啓発に向けた継続的な取組が求められるとともに、あらゆる分野で男女が対等なパートナーとして活躍できる環境整備が求められます。

### ■「議員や審議会委員、町内会の長への女性の参画が少ない理由は何だと思いませんか」の問いに関する調査結果■

回答項目	回答率	
	女性	男性
男性優位の社会の仕組みや制度がある	22.9%	20.0%
女性は指導力が低いというような女性の能力に対する偏見がある	5.5%	7.1%
女性の能力発揮のチャンスが男性と同じように与えられていない	7.0%	11.8%
「女はでしゃばるものではない」という社会通念がある	9.7%	6.8%
女性の登用に対する認識や理解がたりない	6.5%	15.7%
地域の会長や政策決定の場に出られるような女性の人材が少ない	12.0%	8.2%
男性になるほうがよい（なるものだ）と思っている人が多い	16.7%	11.8%
女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない	11.0%	13.2%
家庭の理解・協力が得にくい	5.5%	4.3%
その他	3.2%	1.1%

資料：宇佐市「男女共同参画社会づくりのための意識調査」平成24年3月

## 施策の方針

女性と男性が性別にかかわらずそれぞれの個性が尊重され、社会の対等なパートナーとして、家庭、職場、地域などあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、第2次宇佐市男女共同参画プランに基づき、市民一人ひとりの意識啓発や環境づくりに努めます。

## 目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	女性の審議会等への登用率	%	25.7	40

## 主要施策

### 1 意識啓発

- ①講演会や市民フォーラム等を開催することにより、職場や家庭、地域などあらゆる分野において、固定的な性別役割分担の解消に努めます。
- ②女性が政策や方針決定の場に参画することの重要性について、正しい認識が持てるよう、講座や広報等を活用して意識啓発に努めます。
- ③女性の権利に関する法令等の周知に努めるとともに、各種制度の情報提供に努めます。

### 2 環境の整備

- ①男女の意見をバランスよく市政に反映させるため、各種審議会等への女性の参画を促進します。
- ②女性の社会参画を進めていくため、実践に役立つ情報の提供や、人材育成のための学習・研修機会の提供などにより各種女性団体への支援に努めます。
- ③企業においては、男女の雇用機会均等や公平な待遇の確保、労働環境の整備等の理解を求めていくことにより働く場における男女平等を推進します。
- ④性犯罪、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力根絶を目指した取り組みを推進します。

## 主な取組

- ◇男女共同参画週間における街頭啓発
- ◇企業訪問による周知や啓発

- ◇審議会等への女性の参画の促進

男女共同参画講演会の開催



# 第6節 人権教育・啓発

## 現状と課題

人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利です。

本市においては、平成28年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行されたことに伴い、平成30年4月に宇佐市人権施策基本計画の改訂及び新たな実施計画を策定し、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者、その他さまざまな人権問題の解消をすべく人権啓発を推進し、すべての市民の正しい理解と認識を深める人権擁護思想の普及に努めてきました。

なかでも、高齢者・女性学級等の地区学習会への講師派遣や人権に関する研修会の開催、隣保館等における人権に関わる相談体制の充実など、人権教育・啓発の取り組みを積極的に進めてきました。

しかし、課題の解決に向けては、十分とは言えない状況が続いており、さらには近年のグローバル化や情報化の発展に伴い、国内においては、インターネット上における人権侵害や異なった言語や習慣をもつ外国籍の人々と地域住民のトラブル等、新たな課題も発生しています。

このため、市では今後も継続した取り組みを進めていく一方で、研修講師の人材確保・スキルアップや人権意識を高める活動・学習活動の充実に努め、更なる人権尊重思想の普及高揚と教育を推進していくことが求められています。

## 施策の方針

すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う人権尊重社会の実現に向けて、宇佐市人権施策基本計画及び実施計画に基づき、すべての市民の人権擁護思想を醸成するため、啓発・学習活動の充実や社会的環境の改善に努めます。

## 目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017年	2024年
1	人権啓発研修会等への講師派遣回数	回	90	110
2	人権啓発研修会等への参加者数	人	3,699	4,000

## 主要施策

### 1 あらゆる場における教育・啓発の充実

- ①学校教育において、ボランティア活動や社会体験活動など、人権意識を高める学習を進め、主体的な行動力や豊かな創造力など「生きる力」を育みます。
- ②公民館などの社会教育施設を中心として、自治会単位や高齢者・女性学級などへの情報提供や、学習相談、講師派遣などの学習機会の確保に努めます。
- ③企業においては、各種学習会や講演会等への積極的な参加を要請するとともに、企業における人権意識の高揚を図るための広報や啓発・支援に努めます。
- ④国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていく多文化共生社会の実現をめざした教育・啓発に努めます。

### 2 人材の養成と推進環境の整備

- ①県主催の人権同和問題講師団育成研修会等の指導者育成講座に積極的に参加することで、市民の学習活動を指導し、助言できる人材の育成に努めます。

### 3 関係機関・団体等との連携及び市民との協働

- ①国・県、関係団体等との連携の強化により、人権関連情報・教材・指導者等必要な情報の共有に努めます。

### 4 社会的環境の改善

- ①宇佐市公共職業安定所等との連携により、職業相談等を通じた就業の促進を図り、生活の安定に努めます。
- ②人権擁護委員による人権相談を中心に、法務局宇佐支局や隣保館などで随時人権に関わる相談を受けるとともに、必要な支援に努めます。

## 主な取組

◇学習会等への講師派遣

◇職業相談、人権相談の実施



「人権の花」運動指定書交付式



人権啓発講演会の開催